

第25回私たちの墓地を守る会定期総会

質疑応答 議案書活動報告後の13:12分～13:52分(40分間)

松井氏：第一霊園の松井と申します。四つあります。

この会場の問題です。なぜ、後ろの席があるのに、前のほうにみんなつらい思いをさせて、押し込めるのか。

高森事務局長：こころ苦しく大変申し訳ないんですが、密接して近くで、お話ができればということで、詰めさせて頂きました。なにとぞ、ご理解いただければと思います。

松井氏：分かりました。ありがとうございます。

二つ目です。お願いなんですけれども、議長にお願いなんです、今後のその質疑応答で、もし仮に、内容的に、個人的な相談のようなものがあつたら、それは後に予定されている弁護士さんとの相談会で行って頂きたいと思います。なぜかといいますと、昨年出席いたしまして、質問の手を挙げたんですが、最後まで指名されませんでした。最後はわたくし一人だったんですが、指名されませんでした。

では、三つ目の質問です。現状ですね、事務局の皆さまの長年のご努力で、やっとここまで墓地の再生にこぎつけました。これに関しては、皆さま、手弁当で、作業していただいて、ご苦労がおりの中、敬意を表しますし、感謝を申し上げます。ただ、わたくしたち、会員は25年間会費を払って、単純計算で5万円払っておりますが、会員の気持ちからすると、ここに至って、残る心配としてはやはり、先ほどから説明があつたように、永代管理料がどうなるか。また、立場の違う方で、すでに管理料払ってる方に言わせれば、その管理料が上がるのかどうか。当然そういうふうを考えちゃうと思います。不勉強でちょっとわたくしも事情、知らないのですが、同じ気持ちだと思います。そこで、今後、この守る会が、どういうスタンスで、残る事案について、取り組んでいってくださるのかどうか。その根本的な部分を知りたい。それによって、今後も2,000円払うのか払わないのか、っていうことを決めたい、わたくしは個人としては思っております。

具体的に言うと、例えば、永代管理料のことについて、例えば、守る会はお金を払わないように、その方向に軸足を持って取り組んでいってくださるのかどうか。すでに管理料払ってる方たちにとっても、値上げをしないように取り組んでくださるのかどうか。値上げについても、まあ、新たな負担が、増えないようにやってくださるのかどうか。今回の議案で、ニュアンスもあるにはあるんですが、具体的ではない。具体的に、値上げをさせないとか、具体的に、永代使用権の方たちに新たな負担はさせないということは、言いきれないというのは分かるんですが、ただ、文書にそれを上げられないとしても、「守る会のスタンスとしてはこうなんだ」ということを、お伺いしたいというのが、われわれの気持ちです。それによって、例えば守る会はもうこれからお墓再建するのに、日本墓園はお金いるから、横浜市も、そうじゃないと許さないと言ってるのだから、お金払うの仕方ないんじゃないっていうスタンスで守る会が取り組んでいかれるのか、25年間お金払い続ける会員のために、やっぱりわたくしたちは、権利を守るために徹底的に頑張りますって

言ってくださるのかどうか。その基本的な軸足の部分のお気持ちをお伺いしたい。これが三つ目の質問です。

佐伯代表：答えさせていただきます。

まず、確かに、明確に、「絶対、永代管理料を払ってる人を年次管理料に切り替えることについては、守る会として反対である」というふうな説明はしておりません。で、ただ、先ほど、小花卉護士のほうから、あの、話がありましたように、法的に言うと、新法人のほうで、永代管理料支払っている人に対して、契約の更改をして、年次管理料に変えてくれ、というふうな要求があったとしても、法的には、これ、まったく応じる必要はない、というところは明確にしたい。ですが、基本的には、墓地の建墓者のほうの権利が不利益になるようなことについては、守る会としては一切それには、協力はできないし、反対していくという立場ははっきりしている。そういうことから言いますと、永代管理料から、年次管理料に変えるということについて、それは応じられないよ、っていう人に関しては、守る会としてバックアップしていく、「それはもう払わなくていいですよ」というふうなバックアップをしていく予定であります。

さらに、年次管理料を支払っている方、および、三浦の管理料払っている方、三浦の場合は、地代との関係で逆ザヤなっているというふうないろいろな圧力もかかってはきておりますけれども、この、えー、現在払ってる年次管理料および三浦の管理料に関していうと、これは、これを値上げをするというふうなことについては、いまのところ、清算人は、「それはしない」と言っております。ただ、新法人になった場合に、新法人にもそういう値上げをさせるというふうなことはしないように不利益を課すことはしないと言っております守る会としても、「それは絶対応じない」というふうな気持ちでおりますので、最大限、われわれのほうは、建墓者のほうの権利を守っていくというふうなことで、あるいは不利益を課せないというふうな立場は堅持していきたいと思っております。

松井氏：それを聞けて安心しました。ありがとうございます。

最後の四つ目の質問です。これは、お願いなのですが

来年のいまごろになると思いますが、日本墓園のほうからこれから再スタートしますという説明会があった場合に、どう対応していいのかの、マニュアルみたいなものを、ホームページか何かにでも、公表していただければありがたいと思います。それは例えば、墓じまいについてもね、だいたいどのぐらいの費用がかかって、えー、それが常識的な金額なのか、それとも高すぎるのかとか、そういう物差しになるようなものを情報発信していただけると、ありがたいなと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

タナシラ氏：第1 霊園のタナシラです。清算人のことなのですがこれは裁判所で、任命されてるということなのですが、この、管財人の変更を求める、方法は可能なんですか。手続き的な質問ですが。弁護士さんをお願いします。

黒澤弁護士：はい、お答えします。いま、具体的な条文でどうっていう、厳密なお答えまでは難しいんですが、まず、原則として裁判所が選任している方なので特段の問題がない以上は、通常そのまま、変更はできない。例えば、違法行為をやっていると、本当に極端なケースであれば、それは当然問題になる、ということにはなりますけども、守る会の立場で恐らくご質問の趣旨として変更を求めて変えられるかっていうことになると、そこは難しいということになります。

タナシラ氏；もう一つだけですけれども、現在の管財人は、永代くよう、供養料を支払い済みの人に対しても、「これからは、管理料払ってくださいというスタンスで、事を進めてる方なわけですけれども、それは、わたくしたち、たぶんこの中でたくさんの方たちとですね、考えとは、一致してないと思うんですね。一致してない方の仕事を進めるようなことするよりは、まあ、変えたほうが簡単だと思ひまして、変える方法があるならば、そのほうが早い、とわれわれと同じ志とする管財人に、この仕事を委ねたほうがよろしいんじゃないか、とまあ、そんなふうに思いましたので、もし法律的にその道が開けてるならば、その道を模索するのも、まあ、解決策の一つではなかろうかと思ひまして、質問した次第でございます。以上でございます。

早川氏：第一霊園の早川と申します。

年間管理費を払っていて、かつ、あの、危険区域というか、公園をつぶしたところに墓を持っている者です。二つあります。

年間管理費について、値上げすることはないということを、現在の組織のほうも言ってるし、これからも言うだろう、ってことなのですけども、永代管理費の件については、顧問の弁護士も、佐伯代表も、法的にはそれを、受け入れる必要はない、ということをはっきり言われてました。年間管理費を上げるほうについては、そういう言い方をはっきりされなかったんで、えー、上げてもやむを得ず、泣き寝入りをしなきゃいけないのか、あるいは、法的に守られるのかどうかははっきりしない、そこはできれば教えてほしい、の一点。で、もう一点は、あの、危険箇所、公園の場所、いずれ是正ってことで、新しい法人ができた後、現実的な解決をしていくことなんですけど、ちらほら出てるのは、その、合祀墓っていうような話もちらっと出ました。で、そういうとこに墓を持っている私のようなものは、結局いまの墓が維持できなくて、合祀墓に行かなきゃいけないのか、それとも、その、空いてる場所をどっか見つけて、そこにいまと同じような墓を建てられるのか、その辺のことが先送りにされていて、非常に不安に思っていますが、その辺はどのような見通しを、持ったらいいんでしょうか。

佐伯代表：二つありまして、一番目のものは、年次管理費を支払ってる人について、新法人のほうも、それから、現在の清算人のほうも、不利益にするようなことはないし、値上げしないということを言ってるということ、法的にどうなのかっていうことですけれども、一応この管理料についても、契約の中身ですね。ですから、合意しない限り、基本的には上げられない、というふうに考えていただいていいのかと思います。一方的に値上げをす

るって言ったところで、こちらのほうが了解しなければ、契約の変更はできないというふうなふうに、見ていってよろしいかと思っております。

それから、二つ目の、問題、合祀墓のほうに移っていま問題になってんの、まあ、費用の問題、それをどういうふうにしていくかと、危険箇所、建墓者の方は、危険箇所かどうかというようなこととか、違法箇所というところ、分からないまんま、前の経営者のほうがですね、勝手にそこを区切って、本来その責任を負うのは、前の経営者なんだけれども、まあ、前の経営者が、倒産しちゃったっていうふうなことなんですが、清算人としては、一応、まえの経営者がやった不祥事については、清算人として責任を負っていかねなければいけないんじゃないか、というふうに思っております。ただ、その危険箇所からを、移るについて、いまのところ、建墓者の責任において、移転するというふうなことになっています。代替の場所を見つけるというふうなことですが、代替箇所に移ってもらうというふうな方針ではいます。で、その時の費用の負担をどうするかっていうところは、まだ明確にはなっていないと思うんですが、こちらのほうとしては、それも、あの、いま言いましたように、あの、もともとの経営者の責任なんだから、そこらは、負担の少ないかたちにしてもらいたいという要望は出していきたいというふうに思っております。

黒澤弁護士：黒澤からちょっと捕捉します。年次管理料と、さっきから、あの、出てる永代の関係なんですけども、結局ですね、今後の経営の中で、管理費っていうものがないと、墓地の管理が成り立たないという、その、財務的な問題は、いま言った回答と別に、法、いままでは法的な回答なんですけども、それとは別に権利あるなしって話とは別ですよ、それと別に、経営が成り立つかっていう視点はまた、別個の文脈です。

例えば、永代から切り替えて年次のほうを、現状のまあいって、かつ危険箇所を直し、そこも費用負担させず、っていうふうに、全部を法人側が背負いきれるかという、法人の経営の問題が出てくるので、そこは、最終的に財務的なものをしっかり見ないと、成り立つかどうか、そこが懸念になってくる、っていう点があります。で、そこが今後の説明会で必ず出てくるようになります。

いまのところの清算人の説明は、年次管理料、上げる気は、まあ、ない。永代の方からは逆に、一定程度徴収する前提の計画になってるんですね。そこが徴収できないとなったら、じゃあ、逆に払ってる人の管理料どうするのか、とか。まあ、そういう関係にもなり得るので、その財務的な問題というのは、今後も清算人のもと、しっかり詰めてかなきゃいけない、ということになると思います。

弁護士の法的な見解としては、とにかく無理強いされるものではない。もともと、権利がこうやってあるんだ、っていうところと、あと、全体の皆さんの中で、さまざまな立場で、最終的にどこで調和するのか、別個の問題として出てきますので。ここがやはり、数字との、兼ね合いになってくる部分ではないかというふうに考えています。

高森事務局長：事務局からちょっと、補足させていただきますと、今回、審議会経営許可を、審査会を通したわけですね。そこに、資金計画というのが出てるわけです。その、そ

の中では、いまの管理料、5年とかの間でどうゆお金の動きをするかということ、想定して出してるわけですね。その中には、いま、あー、黒澤先生がお話しになった通り、いまの管理料のままで新たな契約で新たに管理料を支払っていただける方の、一定の数を想定した上で、それを載せて、新計画が通っております横浜市も、その計画でいいでしょう、ということで、金額クリアしているのですね。

それから、いま、あの、いろいろと新たに出た問題、先ほどの合祀墓っていいでしょうか、そういう問題もいま、もう1回入れ直して、また、資金計画を作り直しております。そういったことで、もちろん絶対的なものではございませんが、現段階では、いまの管理料を値上げはしないというかたちでの資金計画で進んでいる。

補足させていただきます。

もう一つ、早川さまでしたか。公園とおっしゃいましたが、事務所の裏のところでございますか。

早川氏：そうです。

高森事務局長：公園といっても、日本墓園が作った公園、なんですね。あそこも当時は子どもが遊んだりしてたんですが、いつのまにか墓地にしまった。ただ、あそこを買った人、全く、非はないし撤去などできません。通路に作った墓地も違法ではあっても危険箇所ではない。

危険箇所とは正箇所という二つがあって、危ないようなところに建ってるものは、移転をしなければならない。

望月氏：第二霊園の望月と申します。えーと、守る会の方々の、あの、ご尽力には非常にありがたく思っております。本当に、ありがとうございます。

三つ、ございます。あの、簡単に申し上げます。

まず、あの、来年には、あの、公益認定申請がなされるという流れになっているんですけども、これが、万が一、こう、覆される可能性ってあるのかな、障壁はあるのかどうか、新法人に移行されたとして、いい加減な、経営がなされないかという、第三者の目は必要かと思います。監査は必要なのか、と思います。その辺っていうのは、新法人にそこは委ねられるのか、それとも、守る会なり横浜市なりがそこに入っていくのか、っていうところの見通しのところ。最後は、新法人と、先ほどの、契約管理料の、まあ、契約部分交渉が、まあ、これからなされるだろうっていうとこなんですけども、その契約交渉を、われわれ個々にやれということなのか、それとも、あの一、その中にですね、その守る会なりなんなりが、入って行って、交渉してくれるのか、っていうところだと思います。特に3のところについて、やっぱり、契約書とか、まあ、提示されてるのかどうか分からないのですが、契約に対して、やっぱり、慣れてない方っていうのがいると思いますので、そういう時に、なんか、向こう主導ですね、そのまま崩しにされないためにも、やっぱり、誰かしらのアドバイスが必要なんじゃないかな、と思ひまして、ちょっと質問させていただきました。以上です。

黒澤弁護士：順番に、公益認定得られるかどうかの見通しですが、公益認定、得られるかどうかは、さっき言ったその、団体が、公益法人としてふさわしいか。あと目的がどうかいろいろなものがあります。で、実際、それはやはり、大きいのは、えー、今後の健全経営ができるかどうか、というところになると思います。なので、それもあって、横浜市の財務、今後経営の計画立てて、どういう予算でどうやってお金集めて、どういう、向こう何年でやっていくんだ、で、またつぶれないか、というのが一番大きな点ですね。またつぶれたら元も子もないので、もう二度とつぶれないような、資金とかも含めてですね、そういう体制を作れるか、という点が、やはり重要になります。そこで覆るというよりは、恐らく、引っ掛かると時間がかかる。「この点をこう是正しなさい」っていうことになると思うんで、恐らく、今後、NG になることはないと思います。まあ、不祥事でもあれば別ですけども。通常はそういうことはなくて、時間が、どれぐらい引っ張られるか、ということだと思います。

で、二つ目が今後の新法人の、まあ、チェック機能ですけども、基本的に公益法人であれば、公益という以上はですね、あの、きちんとした報告を、まあ、定例でやってかないといけないので、今後経営がおかしくなったり、不健全なお金の使い方してれば、当然チェックが入ります。それから、の、横浜市のほうは、さっき言った、危険箇所、是正箇所を、どうやって向こう何年で是正していくのか。これは、横浜市がいろんな部署が関わりながら、どうやってチェックしていくかってことが、入りますので、やはり、そういう意味での関与は、続きます。

ただ、これらはあくまで、行政がお金の観点あるいは、法的に、コンプライアンスの観点で、是正を求めるだけなので、あるいは、皆さんの、利用者の声をどう届けるのか、これについては、しばらく新法人ができたから、しばらく守る会としてきちんとした意見を出してくべきなんじゃないか。まあ、そういうふうにも考えてるところです。

で、三つ目の点もそこに絡むんですが、

今後の契約交渉ですね。恐らく、新法人はですね、こういう契約書でいきたいという案を、まだ具体化はしてないんで、作ってきます。そこには、今後の使用权が、例えば何年で、使用料をとるのかとらないのか、あるいは管理料をとるのかとらないのか。その金額はどうか。では、管理というのは何をやるんだ、とか、そういうことが具体的に書いてあるはずなのですね。その内容をですね、いきなり皆さんが個別でチェックするっていうのではなくて、まず守る会として相手に案を出させて、では、この点はけしからんじゃないか、この点は、いままでの説明と違うから、こういうふうに戻すべきだ、とか。この点は押し付けになるから駄目だ、というような、その契約書をめぐる交渉が相当出てくるはずなのですね。で、従って、今後、その、説明会が始まるにあたっては、皆さんへの、その、説明の仕方、説明の内容、それから、契約書はどんなものを作って、どんなふうに、それを皆さんに求めていくのか、で、あるいは、個別の事情においてどうやって対応するのか。

こういったところはですね、説明会の前に、もう認可が下りるぞ、という段階になってきますと、そういう話が恐らくは再生協議会とか、裁判所の中でも、喧々諤々やってくことになると思うんです。

従って、ある程度皆さんにとって、相対的には、まあ、契約するならばこの内容で少なくとも標準的なものとしては、作るべきだ、あるいは、これは押し付けちゃあいけない。その二段構えの話をしていくことになるのではないかと、まあ、そういうふうに考えております。

しっかり関与するってことになりますね。はい。で、その上で、えー、個別にいろいろ、多分出てくると思いますので、恐らく、その最後は説明会の前なのか、説明会后なのか。あるいは、その契約書が来た段階でどう返すべきなのかというのを、まあ、皆さんのその個別の相談をどう受けるかっていう体制を、作っていくことになると思います。まあ、その辺はまた、あの、全体のスケジュール出てきた中で、調整することにはなると思います。

井上氏：三浦霊園の井上と申します。墓地の再生で、黒澤弁護士おっしゃった経営、これが、私は一番大事だと思っております。わたくしは、永代管理料納めておりますけども、永代管理料納めた者が、年次管理料払うとか、あるいは年次管理料払ってる方が値上げ、と。これは、してほしくないというのは、誰もみんな同じだと思うんですね。ただ、それが、成り立てば、なんら問題は少ないんですけども、黒澤弁護士おっしゃったように、経営ということがね、きちんとできるかどうか、ということを考えると、ある程度負担せざるを得ない。いやですけどね。っていうことから考えて、私が懸念するのは、先ほど、強制力はないとか、あるいは、新法人と、新しく契約するというお話で、この管理料等に関して事務局が関与しないのあれば、個別に、新法人と契約するのかなっていう感じがします。そうした場合、懸念するのは、管理料なり負担量が、公平、平等になりえるのかどうか。が、ちょっと気にかかっております。いかがでしょうか。

村田議長：管理料についてですが、公平、平等っていうのは、具体的に言うと、どういう意味合いになりますか。

井上氏：先ほど管理料、負担するかどうかに関して、強制力はないとご説明がありました。そして、新法人と、新たな契約が必要だというお話もありました。ということは、建墓者個人個人が新法人と契約して、まあ、負担するが余裕がなく支払わない方とか、いくらかでも、理解して、「負担できますよ」という方とか、永代管理料払ってる方が、年次管理分も払う、ということなった場合、全員がそうなればいいですけども、それを個人個人、まちまち、あるいは、負担額が、ゼロの方、1,000 円の人がいれば 2,000 円の人がいるとか、そういうことも起こりえた場合、不公平っていうことではないのかな、っていう、心配しております。はい。

村田議長：ここは非常に難しい点です。もちろんその取り方がいろいろあるのですが、恐らく、今後、こうなるだろうという見通しで清算人のほうが考えてるところを、見ていきますと、当然いま、計画を立てる段階は、「皆さんから一律にこういう対応を求めた

い」ということで計画は組んでるはずですが。ただ、あくまでそれは計画なので、実際には、例えばいろんな事情で支払えない方、あるいは、こういう経過だから、当然、そんなの払うべきじゃないって方もいらっしゃるし。いろんな方がいらっしゃいます。その中で、全員が、最終的に同じ契約をするかしないかとか、なかなかそこがそろってくることは、難しいようなかたちで、清算人は想定をしています。

で、これに対して、守る会としてどうすべきか、なのですが、少なくとも先ほどから出ている、新契約を押し付けっていうのは、やはりこれは許してはいけないっていうのが、法的な観点では出てくる。他方で、経営を成り立たせないといけないという観点もございます。その調和が、問われているので、なかなかそこでですね、みんなが、一律にそろうような結論というのは、なかなか難しいのではないかと、っていうのがこれは、私の個人的な意見になりますけども。ここは、高森さんのほうから。

高森事務局長：はい。おっしゃるとおりですね、本当に公平ということが大切なんですけど、わたくし、この役員の中でも、意見が違うのですね、永代管理料払ってる人もいるし、いま、年次管理料を払ってる人もいる。それから、お墓は、皆さん、あの、面積が違うんですね。3 平米の人もあるし、2、1 平米の人更に大きい面積の方もいらっしゃる。それ、当然、その管理費っていうのは、平米あたりいくら、ということになっております。それから、守る会の会員の方、正確な、統計とっておきませんけれども、かなり、永代管理料払ってる方が多いことは確かです。8 割とか、永代管理料払ってる人ではないのですね。やはり、いまの管理状態は、決していいことではないわけですね、結局最低限のことしか、やってませんからね。皆さん、私もそうですけど、事務所の横のトイレ、なんだか汚いとか、いろいろな話があるかと思います。やっぱり、そういうものにはお金が必要だと。そうすると、それじゃどうするのか、となれば、どうしてもやっぱりそこは個人、皆さんが、どう考えるのか、要するに、原則は、佐伯代表もおっしゃったように、少数の人の意見でも、尊重し、わたくしたちは、皆さんの代表ですから、できる限り権利を守る。保持する。そういうことをやらなきゃいけないんだけど、だからといって、個人それぞれのものを全部、あの、駄目だよ、ということは、やっぱり守る会としては、あの、やるべきじゃない、そこは、あの、個人の方に委ねる。

ただし、わたくしたちとしては、納得できる説明をきちっとするよう、新法人にしてくださいと。ことを強く言ってるわけですね。当然、新法人が設立されますと、契約の前に、説明会があるはずですが。また、なければ困りますけれども。その時に、疑問とかそういうものをぜひ、言っていただいて、どういうこと、やってくるのだ、と新しい墓園ではどういうことをやるんだ、ということを、確認をしていただいて、納得の上で、新契約をする、あるいは、納得いかないならば、それを保留にすると良いと思います。それも一つの手。それに対して、そういう人たちに対して、守る会は「知らないよ」ということはありません。やはり、そういう方がいれば、その方々の、権利を守るように、私たちとしては、清算人のほうに申し入れる、あるいは、協議会的なものに、申し入れていく、ということ、

続ける、ということはお約束できるかと思います。

それと、もう一つ、今後については、今回の決議案のところにも出ておりますけれども、やはり、本当の健全再生というのは、冒頭に申し上げました通り、新法人ができたときは一つの節目でありますけれども、再生が、初めて始まるのですね。危険箇所の是正とか、改善課題が、たくさんあるわけですね。それが本当に直らなければ、本当の健全な再生にはならないわけですね。この新法人ができて、協議の場が必要だと関係者のほうに伝えていきたいと思っております。以上です。